

マージン率等のインターネットでの開示

株式会社 有明エンジニアリング

令和3年4月1日改正の「改正労働者派遣法」に基づき、下記の情報を提供します。
(労働者派遣法 試行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16)

対象期間： 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

派遣労働者の数	15 名
派遣先の数	1 社
マージン率	16.5 %
派遣料金の平均額(月)	5,230,688
派遣労働者の賃金平均額(月)	4,367,380
労使協定の締結の有無	無
教育訓練に関する事項	入職時教育(所内基本ルール、安全衛生心得、服装基準等) 安全衛生関連教育(災害速報の周知、危険災害防止教育等) コンプライアンス教育、情報セキュリティ教育 など ※ 教育訓練の受講時間は労働時間(有給)とする。費用負担は無し。
キャリア形成カウンセリング相談窓口	相談窓口： 守島
その他参考事項	マージン額から、派遣労働者、関係者、関係機関等への必要経費を支払っています。 ※ 例えば以下のような経費が発生しています。 健康保険、厚生年金保険、雇用保険労災保険、健康診断 有給休暇費用 派遣事業に関する経費(免許取得・更新、報告書、改正書類等の代行費) 福利厚生：昼食補助、労災保険(上乗せ)加入 給食施設、休憩室、更衣室の厚生施設利用可能